

して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第一百六十八号の半印勘合執照一道を給発し、存留通事蔡肇基等に付し、收執して前去せしむ。凡所の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して阻滯するを得ること母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 林家槐 跟伴四名  
 在船使者二員 <sup>③</sup>向迪義 跟伴八名  
<sup>④</sup>東之椿 <sup>⑤</sup>蔡肇基 跟伴六名  
 存留通事一員 蔡肇基 跟伴六名  
 管船夥長・直庫二名 <sup>⑥</sup>阮宏道 <sup>⑦</sup>善成功

水梢共に六十五名

右の執照は存留通事蔡肇基等に付し、此れを准けしむ

嘉慶六年（一八〇一）

注（一）蔡肇基 乾隆二十四〜道光二年（一七五九〜一八三二）。久米村

系蔡氏十四世（上原家）。小渡親雲上。嘉慶八年（一八〇三）中

議大夫、十九年正議大夫となり申口座に陞る。嘉慶十六年摩文

仁間切小渡地頭となる。嘉慶六年接貢の存留通事、十二年に冊

封使護送の大通事、十五年進貢の都通事、二十五年には正議大

夫として中国に赴く（『家譜（二）』三五四頁）。

（二）執 校訂本では「報」だが、類例により「執」とした。

（三）向迪義 嘉慶六年接貢の在船使者。

（四）東之椿 嘉慶六年接貢の在船使者。『宝案』ではほかに嘉慶八年

接貢の在船使者として名がみえる（巻九六）。

（五）基 校訂本は「業」だが、「基」の誤り。

（六）阮宏道 嘉慶六年接貢の管船夥長。『宝案』ではほかに嘉慶八年接貢の管船夥長として名がみえる（巻九六）。

（七）善成功 嘉慶六年接貢の管船直庫。

2-92-13

国王尚温の、冊封謝恩使迎接のため都通事梁邦弼等を派遣するむねの執照（嘉慶六《一八〇一》）

琉球国中山王尚（温）、国使を接回する事の為にす。

照得するに、嘉慶五年、業に天朝の隆恩を蒙り、天使を差わして本国に按臨し、詔勅を宣読し、王爵を授封せらるるを賜る。

業に正使法司王翦毛国棟・副使紫金大夫鄭得功・使者向天禧・都通事鄭国鼎等を遣わし、表章・礼物を齎捧し、官伴を率領し、進貢頭号船に坐駕して来闔し、<sup>す</sup>己経に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き天恩を叩謝せしめんとす、等の因、案に在り。

随いで査するに、来夏、又、進貢使の回国に値たる。若し例に循いて接貢船一隻を遣撥して迎接せんとすれば、勢い必ず謝恩の官伴を容載し一斉に帰国せしむること能わず。例として接貢船隻を撥するを除くの外、特に都通事梁邦弼等を遣わし、梢役共に七十員名を率領し、海船一隻に坐駕して福建に前来し、皇上の勅

書・欽賜の物件及び京回の謝恩使毛国棟・鄭得功等を恭接せんとす。

但だ差去する員役は、文憑無ければ、各所の官軍の阻留して使ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府の礼字第一百六十九号の半印勘合執照を給し、都通事梁邦弼等に附し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得ること母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 梁邦弼 跟伴四名

在船使者一員 向承功<sup>①</sup> 跟伴四名

管船夥長・直庫二名 陳宏謨<sup>②</sup> 昂長發<sup>③</sup>

水梢共に五十八名

右の執照は都通事梁邦弼等に附し、此れを准けしむ

嘉慶六年（一八〇二）

注（1）向承功 嘉慶六年接貢の在船使者。『宝案』ではほかに乾隆五十七年進貢の在船使者として名がみえる（卷七九）。

（2）陳宏謨 乾隆七〜嘉慶十年（一七四二〜一八〇五）。久米村系陳氏（仲本家）十二世。はじめは陳弘謨、後に弘の字が禁字とされたため名を改めた。乾隆三十九年通事、嘉慶七年都通事に陞る。乾隆三十九年、四十四年の二度読書習礼のため中国に赴

く。嘉慶六年接貢の管船夥長を務めた（『家譜（二）』四九七頁）。

（3）昂長發 嘉慶六年接貢の管船直庫。